2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年２月21日付け宮内庁管理部管理課長）に示すところにより宮内庁管理部管理課長から「三の丸尚蔵館整備に伴う新築工事（Ⅱ期）」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　内閣府における令和３、４年度の建設工事競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、内閣府が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　内閣府競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（総合審査数値）が単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては構成員のうちの１社においては、1,200点以上であること（上記②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,200点以上であること。）。特定ＪＶ又は経常ＪＶのその他構成員にあっては、総合審査数値が1,100点以上であること（上記②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,100点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社は、平成19年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記アからオまでの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

ア　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

イ　建物用途　美術館、博物館、図書館（※１）（※２）

ウ　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

エ　建物規模　延べ面積1,000㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

オ　上記アからエまでは同一工事の実績であること。

特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他の構成員は、平成19年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記カからコまでの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

カ　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

キ　建物用途　業務施設、専門的教育・研究施設、医療施設又は文化・交流・公益施設（※１）（※３）

ク　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ケ　建物規模　延べ面積1,000㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

コ　上記カからケまでは同一工事の実績であること。

※１　複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途が建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む）を満たしているものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）

※２　平成31年国土交通省告示第98号別添二第十二号（第２類）のうち美術館、博物館、図書館とする。

※３　平成31年国土交通省告示第98号別添二第四号「業務施設」、同八号「専門的教育・研究施設」、同十号「医療施設」または同十二号「文化・交流・公益施設」とする。

⑥　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑦　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの時期に、宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成13年12月４日付け宮内主発第189号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、宮内庁発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。「１級建築施工管理技士、一級建築士と同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。

②　平成19年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑴⑤カからコまでの要件をすべて満たす工事（民間実績も可とする。）に従事した業務実績を有するものであること。（工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わない。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

③　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。特定ＪＶにあっては代表者、経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社が、上記①から③の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記①の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

①　技術提案（施工計画）については、「施設の品質向上やその他施工上配慮すべき事項について具体的な取り組みとその効果」を評価項目とし、具体的な取り組みは５提案までの内容を評価し、そのうち下記４提案を含めることとする。

「皇居東御苑入園者や三の丸尚蔵館新築棟（Ⅰ期工事部分）利用者の安全確保及び騒音・振動・粉塵等の対策に関する提案」

「Ⅰ期工事部分との接続における建築工事・設備工事の品質確保に関する提案」

「埋蔵文化財やインフラ設備等の既存地中埋設物への配慮に関する提案」

「収蔵庫や展示室における空気汚染対策に関する提案」